

国立大学法人筑波技術大学における公的研究費不正防止計画

学 長 裁 定

平成 19 年 12 月 25 日

(平成 27 年 3 月 30 日改正)

筑波技術大学では「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定)の趣旨や内容を踏まえ、公的研究費の不正使用を防止し、適正かつ効率的な研究費の管理・監査を行うため、「国立大学法人筑波技術大学における公的研究費不正防止計画」を定め、平成 19 年 12 月 25 日より実施してきたところであるが、昨今の不正事案が社会問題として大きく取り上げられていることから、ガイドラインの改正(平成 26 年 2 月 18 日改正)が行われた。これを踏まえ本学においても国立大学法人筑波技術大学における公的研究費不正防止計画の見直しを行い定めるものである。

1 公的研究費の不正防止に向けた管理運営体制の整備

「国立大学法人筑波技術大学における公的研究費等の運営・管理に関する規則」(平成 19 年規則第 7 号)に基づき、公的研究費の不正防止に向けた管理運営体制を整備する。また、これらの管理責任体制をホームページで公開し、常に学内に周知する。

2 不正使用の防止に向けた具体的な項目の実施

以下に掲げる項目については、速やかに実施する。

(1) 物品等検収の確実な実施

- ① 本学に納入されるすべての物品検収は、「筑波技術大学における物品検収に関するお願い」(平成 19 年 10 月 26 日 財務課通知)に基づき実施するものとする。
- ② 成果物がない機器の保守・点検などの場合、検収担当者が立会い等による現場確認を行うこととする。
- ③ 物品等検収の事務の流れについては、学内関係者及び納入業者に周知を図ることとする。
- ④ 納入業者が検収を適正に受けていない場合等は、必要に応じて取引停止等の適切な措置を講じるものとする。
- ⑤ パソコン、デジタルカメラ及び携帯情報端末を「特別管理物品」として適切な管理を講じるものとする。
- ⑥ 納品物品の反復使用防止のための対策を講じる。
- ⑦ 取引業者に対し、リスク要因・実効性を考慮した上で誓約書の提出を求める。

(2) 旅費の事実確認

- ① 出張者が出張報告書を作成するにあたり、用務内容によって次の事項を義務付けることとする。
 - (ア) 研究打合せ等の用務である場合は、出張報告者に打合せの相手方の所属・氏名を記述するものとする。
 - (イ) 宿泊を必要とする用務である場合は、出張報告書に宿泊先を記述するものとする。
 - (ウ) 学会出席等の用務である場合は、大会要旨や当日配布される資料の一部を添付するものとする。
- ② 監査室長は、無作為の抽出による出張の事実確認を不定期に実施するものとする。

(3) 雇用の事実確認

- ① 当該部局に対応する事務室に出勤簿を配置しているので、被雇用者は出勤時に出勤簿をその都度受け取り、勤務終了後、監督教員等の確認を受けた後、事務室に提出するものとする。
- ② 雇用事務の担当課は、①の時又は必要に応じて、業務内容等について被雇用者から直接、事実を確認するものとする。

(4) 内部監査体制の強化

- ① 監査室長は、不正使用防止計画推進委員会と密接な連携を図り、定期的及び必要に応じて内部監査を実施することとする。
- ② 監査室長は、①の監査を行った結果を取りまとめ、学内に周知するとともに、問題点等を確認した場合は、最高管理責任者に対して必要な是正措置を講じるよう求めるものとする。

(5) 不正使用に係る通報等の取扱い

- ① 不正使用に係る通報等については、国立大学法人筑波技術大学における公的研究費等の運営・管理に関する規則(平成 19 年規則第 7 号)、公益通報者保護法(平成16 年法律第 122 号)及び国立大学法人筑波技術大学内部通報等に関する規程(平成 18 年規程第 3 号)に基づき適正に取り扱うものとする。
- ② 通報等の窓口と併せて、通報等者を保護するためのルールについても学内外に周知徹底を図り、その保護に十分に留意することとする。

(6) 研究者等への意識の徹底

- ① 筑波技術大学における研究活動に係る行動規範に基づき研究者の研究倫理意識の高揚を図るとともに、事務職員が専門的能力をもって公的研究費の適正な執行が行えるよう、定期的な説明会や研修会等を開催する。
- ② 公的研究費の不正防止を図るため、研究者等に向けたマニュアルを作

成し、学内に周知することにより、コンプライアンス(法令遵守)の意識を徹底することとする。

- ③ 公的研究費の運営・管理に関わる全ての本学の構成員は、関係ルール及び本学の規程等を遵守する旨の誓約書を提出することとする。

3 不正防止計画の見直し

上記の項目は、公的研究費の不正使用の防止のため当面取り組むべき措置を掲げたものであることから、今後、不正を発生させる要因の把握とその検証を進めるとともに、文部科学省からの情報提供や他の研究機関における対応等を参考にしつつ、不断の見直しを行うものとする。